

平成26年第4回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年12月12日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	12月18日 午前10時00分		
	延 会	12月18日 午後2時22分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	久 田 浩 也
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	8	與那嶺 好 和	9	山 城 太
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	田 場 盛 史
	副 村 長	大 城 清 紀	福祉保健課長	宮 里 晃
	総務課 長	小那覇 安 隆	総務課主幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦		
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建設課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	島 袋 輝 也			

平成26年第4回今帰仁村議会定例会

議事日程第4号

平成26年12月18日（木曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第35号	今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について	質 疑
2	議案第36号	今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の制定について	質 疑
3	議案第37号	今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について	質 疑
4	議案第38号	今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の制定について	質 疑
5	議案第39号	平成26年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について	質 疑
6	議案第40号	平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算につい て	質 疑
7	議案第41号	平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算につ いて	質 疑
8	議案第42号	平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計第3号補正予算について	質 疑
9	議案第43号	工事請負変更契約について	質 疑

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1.「議案第35号 今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

日程第2.「議案第36号 今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番 與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 おはようございます。

議案第36号 今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑をいたします。

4ページ、第6条の2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)の4段目のほうなんですけれども、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申し込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考、その他公正な方法により選考しなければならない。とありますが、もし利用定員を超えて、抽選になった場合、漏れる児童が子どもが出てくると思うんですけれども、その場合の受け皿の確保とかは、どのようにお考えですか。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時03分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時03分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えします。

保育施設についての申し込みが殺到した場合という方法なんですけれども、実は現在におきましても、保育所を入所する際には、入所可能な世帯であるのかという確認があります。これは保護者、両親を含めて就労しているかどうかということが第一の要件になります。それ以外にも保護者の長期入院、疾病、そういった方やまた母子世帯などが優先されるという形になります。新制度につきましては、それ以外に求職活動とか、職業につくための職業訓練所等なり、そういう部分におきましても、保育所に入れるという資格要件に入ってきます。ご質疑にありましたこの申し込みが殺到する場合には、その優先順位を考慮して入所者を決めていくということで、抽選ということは今、行わないというような考えであります。もちろんこのような条件が例えば求職活動するなり、また虐待やDVなどが行われた場合にも優先されますので、そういった形で条件が広がりますので、保育所に入所したい保護者の方、お子さんが多くいらっしゃるわけなんですけれども、その方がもし入所できない場合には、現在のところ受け皿についてはないというよ

うな状況です。いわゆる入れないお子さんたち、保護者の方たちが実は待機児童という形になって、今その課題を抱えている状況で、この施設、受け皿整備については、公立におきましては3年かかるというところで、それだけでは不足しているので、現在、認可外保育所の認可化を進めていきつつ、また次年度からの小規模保育とか、民間個人の事業所の参入については、こちらともその認可の支援、受け入れの準備に関しても協力をしていきながら、なるべく待機児童が出ないような方向でというふうに考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 待機児童が発生する可能性があるということなんだと思いますが、認定こども園を3年後に建設、もしくは設置をするという方針で、進めていますよね。定員とかも、それなりに多くする予定でありますか。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えいたします。

本村の保育事情というのは、非常に現在でも待機児童があると。条件が広がることでさらに増えるということが、懸念されますが…、

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時07分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時08分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 認定こども園のお話がありましたけれども、現在、本村の実情からすると受け皿の保育所の施設の老朽化、新たなる園舎の建設に関しては、さまざまな条件があって、3年後には認定こども園の設置が望ましいのではないかとこのところ、現在こども・子育て会議のほうでは協議が進められております。

会議の途中ではありますけれども、その方向性につきましては、第4回の会議で承認を得たところです。ただしこの定員に関しては、さらなる待機児童の分析をしながら、また子育てを行う、保育を行う、幼児教育を行う上で適正な規模、適正な敷地、用地の確保ができるかも踏まえて検討していかなければならないということで、現在おおよそなんですけれども、180名程度の規模になるのではないかと思われております。ただ今後のさらなる分析になるとまたこの施設については、内容が若干変更もしていくのかなというところでもあります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますけれども、1ページの第1条で(趣旨)として、この条例は、こども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとしております。この中で、第2条ですね。第2条第1項第2号、(2)認定こども園、それから(5)家庭的保育事業、それから(6)小規模保育事業、(7)居宅訪問型保育事業、(8)事業所内保育事業、それから2ページの真ん中からちょっと上あたりの第(18)特定地域型保育事業とあります。これらの認定こども園と、それぞれの事業が各種事業が(18)まであります

けれども、その認定こども園の内容とこの事業内容、それからこの各種事業の具体的な内容の説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

1 ページの条例にかかわる第2条の件についてのご質疑にお答えいたします。まずその中にあります特定教育・保育というそれにかかわる施設になりますけれども、現在の幼稚園、保育所、本村にはまだ設置されていませんけれども、それ以外の被害の認定こども園という形になります。これにつきましては、公立・民間問わず、認可されている施設という形になります。特定地域型保育事業というのは、6番議員の吉田議員のほうからもお話がありました、今回新たに平成27年4月からスタートする新たな事業で、これに関しては市町村の認可事業という形になっています。先ほどお話をしました特定教育・保育に関する事業に関しては、幼稚園、保育所、認定こども園は、20人以上の施設がその対象になりますが、この特定地域型保育事業というのは、19人以下の子どもたちを受け入れる施設になります。ただし例外で事業所内保育、これは企業の中に保育所があって、その企業内の従業員のお子様を預かる事業所なんですけれども、その中で半数が19人以内ということであれば、市町村の認可する保育所として、給付が受けられるというところであります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時14分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時14分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

家庭的保育というのは、通常言われる保育ママといわれる事業なんですけれども、家庭的な雰囲気のもとで、小人数ですね。定員5名以下を対象にしたきめ細かな保育を行う事業です。そして小規模保育につきましては、定員6人から19人を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育が行われる事業ということになります。この小規模保育に関しては、A型、B型、C型という形でありまして、さらに再分割されておりまして、その基準もこの条例で定められております。

そして事業所内保育につきましては、会社企業の事業所内の保育施設などで、従業員のお子様を地域の子どもと一緒に預かっていくというところの認可保育事業になります。

居宅訪問型保育という事業に関しては、障害とか疾患など個別のケアが必要な場合、施設がなくなった地域で保育施設を維持する必要があるために、1対1で保育、これは保護者の自宅で行うというものなんですけれども、そのような事業が居宅訪問型保育という事業になります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 事業所内保育事業ですけれども、これについては事業所が運営するということがありますけれども、その場合の施設を例えば建物をつくるとかという場合の補助のメニューがあるのかですね。それから定員の上限は何名とかというのが決まっているのか。

それともうひとつ、7ページの第15条の第1項(1)幼保連携型認定こども園、これは認定こども園という言葉が後にありますけれども、幼保連携型認定こども園ということでもありますけれども、この(1)

の幼保連携型認定こども園と（２）の認定こども園、この違いについて、説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時18分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時26分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

事業所内保育所の建築に関しては、実は労働省の管轄で職員の子育て支援を行うという観点から、労働省管轄の予算でつくられている事業所が多いです。ただしその労働省でつくられた予算、事業所の従業員のための保育所になりますけれども、その保育所の中に一定の余裕、定員の余裕がありましたら、地域のお子さまも受けられるというのが、今回のこの事業所内保育となっています。建てられたものは労働省の予算でつくられていて、地域の子どもを預かる場合には、認可保育所としての認可を受けなければいけません。今回この条例でこの認可を受けるわけなんですけれども、それに関しては定員になりますけれども、受け入れる数が19名以下の場合には、この事業所内保育として受けられるということになります。

ですからこの定員の半数を超えてはいけないという基準があります。そのために、地域のお子さんを預けるための認可を受けるための保育所整備の事業になりますけれども、これにつきましては、また厚労省の補助事業いわゆる今回の新事業の中で、施設の整備が行われるというところです。ただし、事業内保育も併設して行われておりますので、この部分の対象となる費用に関しての積算などが非常に細かくなるということもあって、その辺のところは今現在、今年度までは安心子ども基金という形の補助事業がありますけれども、次年度に関してはまた新たな事業として、スタートするというところも県のほうはお話をされておりました。このまま安心子ども基金を継続していくのか。また新たな補助として立ち上げるのかということは、まだ決まっていないというところでありました。ただ消費税分の財源確保という観点から、なくなることはないであろうというお話もされておりました。ちなみに現在の補助率に関しては、施設整備に関しては、最高5,000万円だったと思います。そのうちの8分の1が事業所負担、8分の1は村負担、残りの8分の6が国、県の負担という形になっているかと思えます。

そして先ほど2点目にありました認定こども園と、幼保連携型認定こども園の違いになりますけれども、認定こども園には4つの類型があります。ひとつがお話のありました幼保連携型の認定こども園、これは幼稚園及び保育所がひとつになった形の認定こども園、0歳児から5歳児までを受け入れるということです。幼稚園型というのは、現在既存の幼稚園、私立保育園、私立幼稚園などが保育所の機能をあわせ持つような形の認定こども園が幼稚園型、逆に私立の保育所が幼稚園児を預かるというところは、また保育所型という形になっています。地方裁量型というのは、実際認可保育所、認可幼稚園がない地域におきましては、地方裁量型という形で認定こども園が設立できる形になっています。地方裁量型以外に関しては、既存の認可の保育所に各幼稚園なり保育園を抱き合わせるという形になるかと思えます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時31分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時32分)

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 事業所内保育事業についてですけれども、これについては、村が8分の1、事業

者が8分の1、国県が8分の6と、現在のところは5千万円の上限の建設費ということでございますけれども、この事業所内保育事業を新しく起こす、例えば法人があった場合、これについてはその許認可については、今婦仁村が許認可するのでしょうか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまのご質疑にお答えします。

基本的に事業所内保育というのは、従業員、職員のお子さまを預かる独自の保育事業でありますので、もちろん認可外保育という形で、保育料も恐らく格安に預かっているという状況にあるかと思えます。そういった場合には、認可外でありますので、特に基準などは定められていないというよりは、条例などでは基準は制定しておりません。ただしこの事業所内保育に地域の子どもを預かって認可外保育として、事業所内保育をスタートさせるのであれば、今回上程しておりますこの基準に沿ったものでなければならぬと。1人当たりの面積とか、そういった部分には基準に沿っていないと事業所内保育の認可保育所としては、認可できないというところです。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時34分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時35分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいま、答弁漏れがございました。

地域事業所内保育において、地域のお子さまをお預かり、認可保育所としてお預かりする場合には、村の認可が必要になってきます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 議案第36号について、質疑いたします。

提案理由の中に、子ども・子育て支援法の制定に伴い…云々書いてあるんですけども、この法制定が、平成24年8月だったと思うんですけども、今ごろこの条例を提案する理由の説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまのご質疑にお答えします。

ご質疑にあったとおり、この法は関連3法は、平成24年8月に制定されております。ただしこのように中味につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準策定した、国から示されたものは、今年の4月に入ってからのものでした。市町村にそれが提示されたのが、恐らく6月ぐらいだったと思います。その基準に沿って、市町村の状況に合わせた形の条例を組んでいただきたいということでありましたので、こちらとしては、国から示された基準をじっくり中身に目を通しながら、市町村に合ったものという形で条例づくりに努めてまいりました。基本的には、地域の実情に合わせた形も踏まえて、国の基準と変わることがないというところで、従うべき基準、参酌すべき基準も踏まえて、国の基準を踏襲した形の条例という形になっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 なぜ聞いたかと言いますと、日ごろ、以前より幼・小・中・高連携の北山学園構想というのが以前から強く村長の理念としてあったと思われるんですけども、その連携はどのようにな

るのでしょうか。この子ども・子育て支援法の制定に伴って、その辺の村長の見解をお伺いします。

- 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。
- 村長 與那嶺幸人君 教育長から答弁をさせたいと思います。
- 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。
- 教育長 新城 敦君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

今回の子ども・子育て支援法と、それから今帰仁村で推進をしている北山学園構想については、公立に伴ったものではありませんので、今帰仁村独自でこの北山学園構想を推進しておりますので、特に幼稚園の幼の部分、現在5歳児ですけれども、5歳児の部分については、各小学校に附属した幼稚園で行っております。特に幼・小連携という形で、小学校との連携についての研究開発をしているところでございます。以上です。

- 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。
(「質疑なし」の声あり)

- 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

日程第3.「議案第37号 今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

日程第4.「議案第38号 今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番吉田清尊議員。

- 6番 吉田清尊君 提案理由として、子ども・子育て支援法の制定に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、この議案を提出します。ということでありましてけれども、1ページの第3条(最低基準の目的等)というのがございます。それから第5条(放課後児童健全育成事業の一般原則)、それから2ページの第6条として、上のほうですね、(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)、第7条(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)とか、それぞれ知識の向上とか、第9条(設備の基準)とか、いろいろありますけれども、これは学童保育に関するものだと思いますけれども、これまでの設備や職員のあり方とか、守るべきこととかということで、こう事業に大変、事業者に大きな負担というか、しんどいことがあることかと思っておりますけれども、そのあたりのことに関して、補助金の増額等が考えられているのかどうか、お伺いします。

- 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。(休憩時刻 午前10時42分)
- 議長 東恩納寛政君 再開いたします。(再開時刻 午前10時45分)

田港朝津学校教育課長。

- 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

1 ページ目の3条、5条ですね。それから2ページ目の6条、7条に含めての全般的に言えることなんです。放課後児童健全育成事業は、学校の空き教室を使った放課後児童の指導や、それから民設民営の学童、質疑にありました村内の学童保育事業所にかかわる放課後健全育成事業になります。その中で基準というのは、今までは国が定めていたガイドラインというのがありまして、今回のその子育て支援法の制定に基づくスタートが来年平成27年4月からということになりまして、各市町村において、その施設の運営に関する基準を定める必要があるということで、今回上程しているものになります。その基準の中では最低基準という形の表現になっておりますけれども、子どもたちを育成する施設を健全にというか、清潔な状態にするとか。消防の設備も整えなさいとかいうものを示していることであります。

また今ガイドラインにのって、国や県の実綱の中で開設日数とか、その子どもたちに応じての運営費の補助がなされております。それがまた平成27年度に向けても続いていきますので、その中で運営費の補助の中である程度の調整は可能かと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時48分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時50分)

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 明確な答弁がなかったような気がしますけれども、この条例を制定するに当たり、より厳しくなっていくと、事業所にとってはですね。1カ所の学童クラブは閉鎖にも経済的に厳しくなったわけですが、補助がふえる可能性があるのかどうか。あるいは新しい補助のメニューがある可能性があるのか、そのあたりについて明確な答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

本議案は学童、放課後健全育成事業を行う運営主体事業所のその施設の基準を定めるもの。それから指導者の職員の身分と申しますか、資格を定めていく条例になっています。現在のところ、その条例制定に伴う補助事業はありません。現行の事業の中での運用になっています。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時52分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時14分)

日程第5。「議案第39号 平成26年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」を議題とします。

これから質疑を行います。

まず歳入から行います。歳入については一括です。これから歳入の質疑を行います。

1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 歳入15ページ、16款県支出金、2項県補助金の5目商工費県補助金の沖縄県緊急雇用創出事業補助金の446万9,000円ですね。こちに項目ごとに今帰仁アグーのブランド商品開発とか、89万5,000円、村産農産物を使用した地域伝統料理継承・担い手育成事業38万6,000円、よもぎ・きくいも

の生産・加工・販売促進事業の76万円、地域プロモーション促進事業97万6,000円、クーガ芋・モリンガの生産・加工・販売促進事業の145万2,000円、これどこの業者なのかですね。説明を求めていきたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時18分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時18分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 歳入15ページ、16款県支出金、2項県補助金、5目商工費県補助金の沖縄県緊急雇用創出事業補助金の446万9,000円について、お答えします。

事業者について、どこかということのご質疑ですが、今帰仁アグーのブランド商品開発及び集客力向上事業につきましてははですね。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時19分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時20分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 事業所名が長堂屋グループです。それから順番ちょっと前後するんですが、クーガ芋・モリンガの生産・加工・販売促進事業につきましては、事業所名がエコ・プロジェクトです。続きまして、上から3番目、よもぎ・きくいもの生産・加工・販売促進事業については、事業所名が夢工房。村産農産物を使用した地域伝統料理継承・担い手育成事業に関する事業につきましては、事業者は有限会社そ〜れの会です。そして下から2番目の地域プロモーション促進事業につきましては、事業所は今帰仁村観光協会となっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 わからない点がございますので、再度質疑いたします。

長堂屋グループとそ〜れの会は大体わかっているんですが、夢工房というのはだれがやっているのかですね。お伺いしたいと思います。

そして下のクーガ芋・モリンガの生産・加工・販売促進事業のエコ・プロジェクトはどなたがやっているのか。伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時23分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時29分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 大変申しわけございません。

申請書に企業名しかなくて、代表者の固有名詞がなかったものですから、ちょっと確認に手間取りました。すみません。

クーガ芋・モリンガの生産・加工・販売促進事業の琉球エコ・プロジェクトの代表につきましては、安里和夫さんです。

よもぎ・きくいもの生産・加工・販売促進事業の、事業所、夢工房の代表は、立津政敏さんです。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 課長の答弁でわかりました。だれが何をしているかわからなければ、激励も「頑張れよ」とも言えないですので、特に私達は経済建設委員会でありますので、起業した方はぜひ頑張ってもらいたいということです。ともにサポートしながら、できたらいいなと思って質疑しました。終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 歳入15ページの商工費県補助金、よもぎ・きくいもの生産・加工というのは、これどんな成分でどんな薬草、多分薬草だと思うんですけども、どんな効果があるんですか。お伺いします。補助を上げる以上は。

クーガ芋とモリングもどんなあれか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時32分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時32分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 16款2項5目商工費県補助金、2節の沖縄県緊急雇用創出事業補助金の中の、よもぎ・きくいもの生産・加工・販売促進事業、クーガ芋・モリングの生産・加工・販売促進事業のご質疑にお答えします。

ご質疑にありました薬効とか養分につきましては、その要件にはありませんので、答弁控えさせていただきます。委託事業の内容につきましては、よもぎ・きくいもの生産・加工・販売促進事業につきましては、委託事業の内容としまして申請の内容を読み上げます。

よもぎ・きくいもの生産・加工・販売事業を展開しているのが、需要が増加するに伴い高品質の製品が求められている。作付け面積を拡大するとともに、高付加価値の製品を作出し、6次産業化につなげたいために、雇用の拡大を図るために、その事業を申請しているということで受け付けをしております。

クーガ芋・モリングの生産・加工・販売促進事業につきましては、クーガ芋・モリングの生産拡大を行うことにより、生産量の安定供給が可能になり、農場の施設や観光地としてのブランド力を高め、地域の活性化を図るとともに、雇用の拡大に寄与するという目的で人づくり事業の今回の緊急雇用創出事業に応募しているということでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 成分は何もわからないわけですか。どんなのにこれは効くとか。わからない。やはり今帰仁村からこういった補助を上げる以上は、どのくらいの効果があるとか、こういうのをわからないと、補助をあげるのですから。将来性があるのはわかりますよ。非常に将来性はありますよ。それがわからないのにただ上げるわけですか。経済課長。私は非常にわかっているから聞くんですよ。やはり効果的に今帰仁村の将来はこれを生産して、販売をするという。成分等までわからないと、補助は上げられないと思うんですけども、その点ですね、やはり申請に出た以上は、どんなのに効くか、効かないか。これももちろん聞いてから、補助を上げるべきだと思います。

きくいもなんかは、古宇利まで来ますよ。袋詰めですね。もう日本全国に販売網ができていますから、

効く効果的に効くという効果があるものですから、だからこういうのを聞いて、今帰仁村の特産品にしないともったいない事業なんですよ。これ一番わかるのは副村長だと思いますよ。効果的に効くというのは。そういうことで一応は、補助あげるのはいいいんですけれども、やはりこれぐらい勉強しないとできないんですよ。上げる以上は。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時36分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時37分)

10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 歳入について質疑いたします。

9ページ、12款1項1目交通安全対策特別交付金160万円計上されております。その答弁を求めたいと思います。

それと15ページ、16款2項4目農林水産業費県補助金、森林病虫害等防除事業。それとその下の沖縄らしいみどりを守ろう事業、以上の詳しい答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

9ページ、12款1項1目の1節交通安全対策特別交付金、これについては、いわゆる道路交通法の法律の中で、実は反則金収入相当額ということで、道路交通法の反則金を原資として各都道府県に配分されると。その交通安全対策に使ってくれという状況です。内容的にはカーブミラー、ガードレール、あとセンターラインとか、停止線の区画線ですね。等々の交通安全対策についての費用でございます。あとそれにその収入があと歳出にも出てきますけれども、工事費として支出されるということで、この支出についてはまた建設課の管理係との調整が出てくると思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

15ページ、16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金の中の3節林業費補助金について、お答えします。森林病虫害等防除事業の95万7,000円の歳入の補助につきましては、森林病虫害等防除補助事業の国、県の補助金を活用しまして、75%の総事業費ですね。144万1,000円、補助対象経営が127万6,000円で、国、県の補助が95万7,000円、国費62万8,000円、県費32万9,000円の事業となっております。これにつきましては、伐倒焼却が42立方、伐倒燻煙が2立方ということの事業となっております。あと沖縄らしいみどりを守ろう事業につきましては、事業費が303万8,000円で、国費243万円、県費30万4,000円、県補助金、県から一括でまとまっていますので、273万4,000円となりまして、総事業に対して90%の補助事業となっております。沖縄らしいみどりを守ろう事業につきましては、仲原馬場の樹幹注入の事業ということになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 9ページの交通安全対策特別交付金、これは課長の説明では、道路交通法に基づいて反則金でもって、配分されていると。ということは、言いかえれば、これ事故の発生あるいは反則した自治体が多ければ、この算定も多くなるという解釈なんですか。算定方法ですよ。

歳出でも、担当課が建設課長ということですから、これ使途はカーブミラーということですか。これ例えば各自治体の算定基準とかおそらくあると思うんですけれども、反則すればするほど多くなるという解釈でいいわけですか。今の答弁ではそういうふうには解釈得られませんよね。もう少し細かい説明を求めます。

それと15ページの3節のこれ対象樹木ですね。馬場が出てきましたので、恐らく松くい虫、松が対象樹木になっているかと解釈はできますけれども、これは同僚議員からも一般質問が出まして、ほとんどこの松くい虫が本村にとどまらず、県内でもかなり蔓延している状況だと。以前は確か空中散布あるいは地上散布ですか。そういう駆除の方法もとっていたかと思うんですけれども、今後県の方針ですね。ほとんど天底、ほかに目を向けても、かなりの蔓延の状態で、今後本村としても、こういった対策を講じていくのかですね。松くい虫に関して、その辺の細かい答弁を求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

この交通反則金、反則金のそれを国が集めて原資にして国庫に入りますよね。これを原資にして交付の基準については、法律の中でもありますけれども、その当該市町村の交通事故の発生件数等、また人口の集中度等を考慮して、これまた政令の中で国のほうで決められております。そういう基準で、原資が反則金になって、またこの交付する基準はやはり今、述べたように、交通事故の発生件数と人口集中度、これについてはまた国のほうの政令で決めるということでもあります。もう1点は、使途はカーブミラーと、ガードレール、センターラインとか停止線のそこまで含めてできるということです。以上、2点についてお答えいたします。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

守るべき樹種につきましては、議員質疑がありましたとおり、松が限定です。まず森林病虫害防除事業につきましては、北部地域森林計画区に基づきまして、今帰仁村の場合、地区保全松林として天底地内の乙羽トンネルの横ですね。のほうを対象地域になっていまして、そこの枯れた松の伐倒が主な事業の内容です。空中散布とか、環境に負荷のかかるような防除は県のほうでもしない方針ということでもあります。また今後につきましても、沖縄らしい景観を守るべき松、地域等で選定といいますか、決めましてそれを集中的に樹幹注入とかという方法で検討をして、防除を図っていきたいと県のほうからも少し説明ございまして聞いております。

本村においても、各地域の区長さん方に大きな松とか、調査もしておりますので、その辺を中心に守っていく方向で、今進めているところでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時47分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時47分)

10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 課長の説明で理解できました。基本的には交付基準というのはこの事故の件数によってということで算定されているということですが、これはカーブミラー、そしてガードレール、

ラインですか、白線等々ですけれども、信号のこの用途目的は入っていないんですか。その辺、もし信号等々があれば、ぜひ例えば今帰仁中も新今帰仁中の横断歩道、非常に危険だという声も父兄の中からも再三再四言われている状況でございます。ぜひこれは村長、やはりスクールゾーンの環境整備というのは非常に大事だというふうにして、夜なんかとても危ないという声も多々聞こえますので、これはぜひここは前向きに信号等々があれば要請、アクションを起こしていかなければと思っております。

それと例の林業費の補助金、ぜひこれは被害の状況、地域の実態に応じて、本当に効率的に対策を講じていってほしいと思います。これは非常に大きな喫緊の課題だと思っております。ぜひこれは今後とも力を入れて取り組まれるよう要望しておきます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

この今の交通安全対策交付金の中には事業対象としては信号は含まれておりません。なぜかといいますと、道路交通法上、また道路の規制がかかりますので、それはやはり県の公安委員会の規制の中でまた議論があると思います。市町村では道路の規制までは権限がございません。だから道路の規制までかかるといことは、こういう交通安全に対する信号機はこれは県の公安委員会という所管になろうかと思っております。それについては、これまでもいろいろと要請がありますので、配慮していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時51分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時51分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの久田議員の提言に対しまして、沿うように一生懸命頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時52分)

午 後

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午後1時30分)

午前に引き続き、歳入の質疑を行います。

ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 歳入について15ページ、16款2項1目の総務費県補助金の沖縄振興特別推進交付金の内容について、詳しく説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳総務課主幹。

○ 総務課主幹 當山清巳君 ただいまの質疑にお答えします。

今年度の沖縄振興特別推進交付金の事業としましては、再事業で今帰仁村の場合22事業あります。その中で今回の補正に上げているのは、これまで4月1日から実施している中で、その事業の中での各課それぞれヒアリングをしまして、今年度の実質組み込みをヒアリングをする中で実施していく中での組み替えをして、それに伴う歳入の増として、今回57万5,000円の増の補正となっています。内訳としましては、今回我々国庫分としましては、詳細を申し上げますと、国庫分の予定額が5億3,640万円ですね。そのうち今帰仁村の場合は県支援分というのがありまして、その見込み額が1,621万8,000円の見込み額で補正

後の額という形になっています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 歳入10ページ、3目教育費負担金1節教育費負担金でございますけれども、中・高生海外語学留学ということでございますけれども、この留学ですね。中学生が何名で、高校生が何名ででしょうか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

10ページ、13款分担金及び負担金、2項負担金、3目教育費負担金の1節教育費負担金の中の中・高生語学留学3万3,400円につきましては、中学生2名、高校生3名によります海外留学事業に伴う個人負担でありまして、総勢5名の負担金の増額分であります。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 中学生2名、高校生3名が留学ということでございますけれども、この留学先の国はどこでしょうか。あるいはまた都市名ですね。それから学校名をお聞きしたいと思います。

それから今後もこの事業を継続していく考えなのか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後1時35分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午後1時36分)

田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

中学生につきましては、ハワイで。高校生につきましては、同じくアメリカのシアトルのほうにホームステイに行っております。

本事業は一括交付金を事業とした海外留学事業を計画、今後ともその継続をして同事業を導入していく予定になっております。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 中学生がハワイで、高校生がシアトルということでございます。大変すばらしい事業であると思いますので、国際性を持った人材を育成するためのいい事業だと思います。人格形成とともにまた文化、語学を学ぶだけではなくて、文化、風習とか、慣習とかも学んで国際性を備えた人材育成のために、今後とも事業継続、頑張っていただきたいと思います。以上、終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

次に歳出1款議会費から6款の農林水産業費までの質疑を行います。

質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 歳出26ページ、3款民生費、1項社会福祉費の1目社会福祉総務費の11節需用費のコミセン修繕費165万円の説明と。

次に36ページ、歳出6款農林水産業費1項農業費、15節工事請負費の村づくり交付金の事業の西部東部

の場所、それと17節の公有財産購入費の308万3,000円の村づくり交付金の西部地区といろいろ中部とありますけれども、この場所の説明をもらいたいと思います。

32ページの歳出4款衛生費の1項保健衛生費の7節賃金の環境保全美化推進39万円と沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業の説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまのご質疑にお答えします。

3款民生費、1項社会福祉費1目社会福祉総務費のコミセン修繕費の件でございますけれども、これは去る9月の台風19号の襲来によるコミセン2階部分の防煙、これは扉といいたいでしょうか。天井部分にある火災の際に煙を排出する際の扉がございますけれども、その修繕工事に当たります。東側、西側ともありまして、建築当時から一度も修繕はなかったんですけれども、今回ワイヤーの切れ、ワンタッチボタンの故障などがありまして、そのシステムをそのまま取り替えという形になりまして、その金額となっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 36ページ、6款1項9目の15節工事請負費2,252万8,000円の計上でございますが、これは村づくり交付金事業の西部地区の事業で、工事で農排3号、崎山のほうで排水の整備の排水の整備は完了したんですが、その転落防止と舗装の工事を予定をしております。それから東部地区については、減の200万円ということで、22節の補償、補填及び賠償金の村づくり交付金事業の東部地区の200万円の組み替えになります。それから17節公有財産購入費の西部地区ですが、この場所については、平敷の今自然環境生態系保全施設の工事をやっている場所と、あと集道3号これ与那嶺のほうなんです、そのこの用地の購入になります。一応、予定は3筆を予定をしております。

それから中部地区については、集道1号、これは越地のほうの工事とあと2号農道、これ仲宗根のほうで今工事やっている箇所、これ6筆の購入予定になっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 1番與儀議員からございました、ご質疑にお答えします。

4款衛生費、1項保健衛生費の4目7節賃金の沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業になりますが、これは県の行っている事業でございます、本村では賃金3カ月分でお一人対応をして、本村内の海岸地域の清掃等に当たる予算であります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 課長の説明で大体わかりました。再度確認のために質疑いたします。

32ページ、沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業ですね。8万円と説明がありましたけれども、海岸ですね。毎年あっちこっち字でやっていますけれども、名護市は夏近く行くと、一斉にやるんですよ。我々湧川の近くマリーまで毎年やっています。そういう形で今帰仁村もできないかどうかですね。村長にお伺いします。というのは、ごみゼロということで、5時過ぎから子どもたちとか父母会集めて、ただ簡単に空き缶拾いとかチリ拾いやっていますけれども、浜いっぱいごみなんです。湧川もみんな、漂着物で。できましたら日曜日利用して、午前中でもいいですので、19字全体で、これだけ観光、観光と言いながら、

古宇利も1回もされていないんです。古宇利浜いっぱいごみなんです。地域でやらないんですよ、だれかが音頭をとらないと。ですので、いろいろと一般質問等も美化もありましたけれども、浜の美化も大事だと思っていますので、区長会も通しながら、みんなでボランティアで年に一、二回は環境美化のためにも、みんなで汗をかくイベントもやるべきだと思っていますので、特に古宇利は今は夏休みはレンタカーがいっぱいですね。浜が汚れておりますので、村として今後計画があるかどうか、お伺いします。

それと、さっき村づくり交付金の説明がございました。崎山排水云々整備されました。この前与那嶺諸志線、河川ですね、立派に川ざらいされて、きれいになりました。だけど、末端の海と雨降りの流れてくる水の量が合わないで氾濫するというので、この前の現場踏査だと思っています。昔は途中にため池とかあったという話ですね。イリシマンチュからありますので、今後こういう事業も入れながらしないと。排水整備して、はけ口が今ないという形ですので、今後の課題だと思っていますので、イリシマの今後そういう事業を展開する方法があるかですね。どうか答弁を求めます。

そして公有財産購入費ですね。平敷、与那嶺、越地、仲宗根云々がありましたけれども、坪単価は大体いくらなのかですね。購入費ですね。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

歳出32ページの4目環境衛生費の7節賃金、沖縄県海岸漂着物地域対策推進協議会の中で、村内の海浜、海岸について、地域の協力を得ながら清掃する考えはないかということではありますが、この件については、やはり行政だけではなかなか対応できないというふうに認識をしております。そういう意味では、各々の協力、地域の皆さんの協力が必要だと思っています。この件につきましては、区長会で提案をして協力を得られるように、話し合いをもっていきたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後1時49分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午後1時50分)

金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

17節の公有財産購入費について、西部のほうは今は3筆予定をされていて、単価は平米当たり2,300円と1,500円の単価になっております。

それと中部地区のほうは、今6筆予定をしているんですが、これも各筆で単価は異なってきますが、まず7,540円ですね、平米当たり。あと8,890円、それから2,470円という単価を設定して用地の購入を行う予定であります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

諸志河川の件でございますけれども、海の潮位と川からの排水との関係で、どうしても議員おっしゃるとおりため池と等云々の話も可能性としては、対策の可能性としてはあるというふうに理解をしております。ただ県との協議の中で、かんがい用水とかの事業を仕組む場合につきましては、地元の受益農家の負担金等云々もありますので、その辺の地元の調整等を踏まえて、その事業を導入できるかどうか。今後検

討していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 村長の答弁ですね、大体わかりました。

名護市は、海浜清掃で出たごみは、道端に出して翌日、行政がトラックで回収しているという形でありますので、今帰仁村もいい観光という形で城跡もありますので、今泊から名護境までやるべきだと思っています。この中には、区長会云々もありましたけれども、中・高校生も参加できる方法、子ども会も、子どもたちにも一緒になってやる方法ができたらいいなと思っていますので、今後、来年からぜひやってもらいたいと思いますので、来年実施できる方法で進めるかどうかですね。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後1時53分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午後1時53分)

與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

先ほども答弁したわけですが、字の区長の協力を得るというのは、これは大人だけの話ではなくて、地域の皆さんの協力を得て、この海浜含めての清掃をしていきたいということを申し上げているわけです。そして、先ほども申し上げましたように、区長会で話をしていきたいと思っています。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 32ページ、4款1項2目13節ですね。健康長寿作戦事業これはどのような事業になっていますか。答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまのご質疑にお答えします。

この事業は住み慣れた地域で生きがいを持って、健康で安心して暮らせるような村づくり、その村づくりを行っている高齢者の生活の状況を科学的に分析し、そういった生活スタイルを広めていくということとあわせて、そのような生活スタイルを観光に結びつけていけないものかというところで、この事業を一括交付金事業を活用して行っております。委託料この事業につきましては、今年で3年目を迎えますけれどもねそういった生活スタイル、そして健康に関する体験をしてもらう形で、モニターツアーを実施する予定です。2月中旬から4泊5日で県外から酒田のほうで既に申し込みを始めておりますけれども、そちらからお招きをするという、そのようなモニターツアーの委託料が主なものでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 ただいま課長の説明で大体わかりました。健康づくりはやはり今帰仁村としても、とても大事なことだと思います。これをまた観光に結びつけていくということでしたので、とてもいいことだと思います。以上で、質疑終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 歳出32ページの3目20節のこども医療費助成金とありますけれども、この内容の内訳ですね。どれぐらいの助成金なのか。ご説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまのご質疑にお答えします。

このこども医療助成事業になりますけれども、この事業に関してはこどもの医療費の一部を助成することにより保健の向上を図ると。あわせて保護者、親御さんの経済的な負担も軽減していくというものであります。対象者になりますけれども、通院に関しては0歳児から満6歳に達した日以後の最初の3月31日まで、入院に関しては0歳から15歳までということで拡大しております。ちなみに現在、平成25年度に関しては900万円余りの事業で、こども医療の自己負担の軽減を図っているというところです。そのうちの2分の1が県の補助金で充てられるということでございます。今回その分の不足分ということで考えていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時00分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時01分)

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 0歳から6歳までですね、3割自己負担の全額補助ということでしょうか。それから入院の0歳から15歳、全額補助という助成ということでしょうか。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまのご質疑にお答えします。

6番議員の吉田議員のおっしゃるように全額補助でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 歳出23ページ、6目15節工事請負費165万円の詳細の説明を求めます。

それと次のページ、金額は安いんですけども、1目の11節車検整備及び修理費のこの事業所は村内なのか、村外なのか。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

23ページの下6目交通安全対策費の15節工事請負費ですね。これは歳入のほうでもご説明しました交通安全対策特別交付金、この補助事業をつかって、交通安全対策の工事を行います。工事といたしましては、カーブミラー、ガードレール、停止線、センターライン等、区画線の整備という内容になっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまのご質疑にお答えします。

24ページの2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費の需用費の修理費なんですけれども、車両の修理については、これまでもずっと村内の事業者を利用していますし、これからもこの修理についても村内の業者で修理ということを予定しています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時04分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時05分)

金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 23ページ、2款1項6目の15節工事請負費ですね。場所の質疑ですが、まず

カーブミラーが6カ所予定しております。今泊、あと与那嶺と仲尾次のほう1カ所、あと天底のほうが、2カ所とあと古宇利1カ所ですね。この6カ所になっております。それから区画線については、センターラインの消えかかっているセンターラインを再度、引き直す予定で、延長で1,850メートルを予定していて、崎山線ですね。北山高校の向かいから崎山の集落に入っていく道路です。あと仲宗根運天線ですね。運天の漁港に通ずる道路です。あと勢理客ワルミ線ですね。勢理客のほうからインガを通過して、湧川運天線という上運天のほうに抜ける道路のセンターラインです。それから湧川運天線ですね。この4カ所の路線を予定しております。

それと防護柵設置については、崎山区と呉我山区の2カ所で予定していますが、延長で30メートルの予定で実施していく予定であります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 交通安全対策の費用のほうは大分理解できたんですが、24ページの修繕費の件なんですが、以前も似たような質疑をしたんですけれども、以前総務課長の答弁で、村外の利用もしていると答弁があったんですけれども、今の答弁では、村内ずっと村内だと言っているんですけれども、その辺の整合性はどうなっているのでしょうか。再度答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまのご質疑にお答えします。

先ほどの件につきましては、住民課のほうではということになります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 了解しました。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 歳出について、質疑いたします。

32ページ、4款1項13節の委託料、インフルエンザ予防接種委託料、それと先ほど同僚議員からも同様の質疑がありましたけれども、健康長寿作戦事業、先ほど課長からも3年目を迎える事業だということですが、この進捗状況ですね。その辺をもう少し入り込んだ答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時08分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時08分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまのご質疑にお答えします。

インフルエンザ予防接種委託事業になります。インフルエンザにつきましては、通常のかぜとは異なっていて、特に高齢者がかかった場合には肺炎など、合併症などを引き起こして重症化するということがあります。ひどい場合には死に至るといような重い病気も患うということがあるということで、高齢者を主にしたインフルエンザの予防接種をしております。対象者は65歳以上からというかたちになってはいますが、心臓とか肝臓、呼吸器、免疫障害などがある場合には、60歳から64歳の方で身体障害者手帳を持っている方に限っても、それは受けられるというところなんです。

健康長寿作戦事業については、今年3年目を迎えております。それぞれの村内における健康長寿の方の

生活スタイルをまずモデルに、どのような食生活、運動とか、そういったものをすべて分析しております。また村内の高齢者に対しても、平成19年度にアンケート調査を行って、また平成24年度にもアンケート調査を行うと、その比較をしながら今帰仁村の健康長寿につきまして、医学的、科学的根拠のもとで分析をしているというところでもあります。現在、こういった研究も分析も踏まえながら、実際今年度に関しては、モデル地域として、健康長寿作戦会議と称しまして、各字において、字自体で、字組織の中で健康になるにはどうしたほうがいいのか。そういった字としての字として独自で動ける事業といたしますか。取り組みについて、座談会方式で行って、ディスカッションなども行っております。そういった部分も、地域でできる健康づくりというところまで踏み込んでいきたいというところで、こういった地域においての作戦会議も、今年度は一応は3カ字で計画をしております。現在のところ、運天地区で先月行われまして、夜7時からだったんですけども、10時近くまで70歳台、80歳台になる高齢者の方も一緒になって、熱く討論とか、地域でどうあるべきかという部分を協議などをしております。そういった中で、その地域でできる健康づくり運動、地域が要望している健康づくり事業、そういったものを踏まえて今後村の健康事業に生かしていくと。生かしつつ、それが効果があるものであれば、プログラム化をして、モニターツアー、滞在型の観光事業のプログラムとして組み込んでいきたいと。そのプログラムをつくった中で、次年度以降はさらにモニターツアーを行って、それがまた再来年度以降に関しては、旅行会社等がそのプログラムをいろんなパターンで組み込んで、ツアーとして県外に商品売り込んでいくというところでもあります。観光と健康と一体となった事業という形で進めているというところがございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 課長の説明でおおむね理解はできました。インフルエンザに関しましては、対象者が65歳以上、高齢者が対象と。これ助成回数ですね。それとこの自己負担減額とこれ実施期間、22日の採決を予定していると。いつからこれ実施してくるんですか。その点を再度お伺いしたいと思えます。

それと健康長寿作戦事業、これ健康の基本のシステムを構築してある意味では、医療ツーリズムですか。そういうものに反映させて観光にも寄与させてきているという解釈でよろしいですか。

それでは、インフルエンザのみの答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまのご質疑にお答えします。

この事業は、平成26年の10月からスタートしております。毎年行っております。通院に関しては、村内の医療機関のみでありますけれども、入院・入所している村内、村外の方では、その施設でも受けられるというところなんです。予防接種に係る費用のうち、1,500円が村の補助という形で、生活保護を受けている方は全額免除と。1人1回のみになります。その差額は、自己負担という形になっております。

平成27年度の2月までを予定しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時15分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時16分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 答弁漏れがあるようでした。

この予算につきましては、当初900人分、1,500円の900人分で計上しておりますけれどもその分、不足分ということで、今回補正という形で考えていただきたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時16分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時17分)

10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 課長の説明で理解はいたしました。

ちょっと私も勘違いをしているところがあって、本議会が通ると12月から実施期間になるのかなという勘違いでありましたけれども、これはやはり今回は900人がまたふえるという補正を上げるわけです。いわゆる見立てが少し年寄りには甘かったという、これ否めないと思います。それに関してこの発生の動向調査、あるいは実態をつかんでちゃんと当初で上げてくる。あるいはこれ県においても感染症の情報センターとか、あるいは石川先生のおられる診療所とか、そういう連携をとって、当初でしっかり上げていく方向性をとられたほうがいいんじゃないかと思っていますけれども、その辺の説明・答弁を求めて終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えします。

インフルエンザというのは、各年によって流行する型が変わってくるかと思います。ワクチンに関してもその流行する型を見込んで生産されているというところがございますけれども、その部分に関しては村内の診療所の石川先生に関してもご相談しながら、今回につきましては、接種人数の見込みに甘さがありましたけれども、確認をしながら次年度また計上見込みをしていきたいと思っています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 27ページ、3款1項4目の20節の自立支援医療更生給付費について、詳しく説明求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えいたします。

自立支援医療更生給付費の件なんですけれども、これは18歳以上の障がい者で指定医療機関に行って、障害を軽減したり、また身体の機能を回復したりするための医療を受けられるものでございます。特に一番、村内でも多いのが人工透析療法に関しては、この更生医療は適用されます。また心臓手術に関しても、3カ月間の最高90日間のこの更生医療が指定医療機関の医師の診断書に基づき、県の更生相談所で認められたものが更生医療の対象という形になります。そういう方の自己負担額の部分を含めて、公費で賄うというものでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 今の課長の説明でわかりました。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

以上で、歳出1款議会費から6款の農林水産業までの質疑は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

(延会時刻 午後2時22分)